

住宅あんしん共済

シルバー共済

加入者のしおり

給付請求書付き

住宅あんしん共済にご加入いただきありがとうございます。
このしおりは、ご契約に関する大事な事柄を記載したものです。
ぜひご一読いただき、加入証書とともに大切に保管してください。

2025年9月作成




 UAゼンセン 福祉共済互助会

お問い合わせ先

UAゼンセン共済事業局

〒102-8274 東京都千代田区九段南4-8-19CIRCLES+(サークルズプラス)市ヶ谷駅前 2階 受付時間:平日9:30~17:15

 **0120-39-9431** TEL **03-3288-3559** FAX **03-3288-3708**
(シルバー共済加入者専用フリーダイヤル) (住宅あんしん共済直通) (共済共通)

URL https://uazensen.jp/kyousai_top/

E-mail kyosai@uazensen.jp



住宅あんしん共済に関する重要事項

- 住宅構造について、2023年9月の制度改定より、マンション構造住宅(M構造)はコンクリート造などのいわゆるマンションを対象としており、一戸建ては該当しません。一戸建てがM構造に登録されている場合は耐火・準耐火住宅(T構造)または木造のその他構造住宅(H構造)への変更が必要です。住宅構造の定義については本しおり1～2ページをご参照ください。
- 住宅構造が正当な理由なく正しく登録または変更されていない場合は、住宅構造の違いによる掛金の比率により給付額が削減される場合がありますので(本しおり5ページ)、ご注意ください。
- 基本部分の加入口数は3口以上となっています。3口未満の方は3口以上での契約更新をお願いします(本しおり1ページ)。
- 収納方法が郵便振替の場合、更新期限まで振込がないと、契約は更新されません。振込忘れにご注意ください。銀行口座引落としへの変更をお勧めします。なお、契約が更新されず、以後3年以内であれば、再加入は可能ですが、この場合は銀行口座引落としが前提となります。
- 住宅あんしん共済は自家共済のため、所得税法上の地震保険料控除の対象となりません(本しおり1ページ)。

目次

I. シルバー共済制度の概要	1
1. 加入資格	1
2. 加入対象	1
3. 加入口数	1
4. 掛金(年額)	1
5. 住宅の構造と形態	1
6. 保障期間	3
7. 継続の手続き・変更の手続き	3
8. 加入期間中の変更の手続き	3
9. 中途解約	3
10. 給付の請求	4
11. 保険法上の留意点	5
12. 給付の削減	5
13. 給付金をお支払いできない場合	5
II. 支払対象事由と給付の認定基準	7
基本部分	
1. 火災等のとき	7
2. 風水雪凍害(台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結、竜巻、落雷による被害)	7
3. 浸水	7
4. 地震災害	8
5. その他の住宅災害修繕金	8
自然災害特約	
6. 風水雪凍害による損壊被害	9
7. 浸水	9
8. 地震災害	9
9. その他留意事項	9
10. 給付内容早見表	11
III. 給付金請求にあたって	15
IV. 給付金の請求書類	17
1. 罹災報告書および給付金支払請求書類一覧表	17
2. 給付申請時の必要書類	18
3. 罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)	18
4. 床下浸水の認定方法について	18
請求書類	19

I. シルバー共済制度の概要

1. 加入資格

「住宅あんしん共済」に「個人加入」している方が、退職、または満68歳を迎えられたときに、「個人加入」の期限切れ日から移行して「シルバー共済」に加入できます。

- 「生命共済見舞金」は適用されませんが、それ以外はすべて「個人加入」時と同様です。
- 「シルバー加入者」が死亡したときは、配偶者に限り継続できます。

2. 加入対象

- (1) 加入者が国内において主たる生活をしている住宅1箇所です。
- (2) 同じ敷地内に母屋と離れなど、家屋が2つ以上あり、同一世帯である場合は、合計して1つの住居とみなします。加入申込の際に、あらかじめ家屋を特定する場合は、特定家屋のみを対象とすることができます。
- (3) 同一世帯に複数の加入者がいる場合は、加入口数の合計が制限口数を超過して加入することはできません。
- (4) 自家(持ち家)だけでなく、借家も加入できます。
- (5) 災害の発生、異動等で加入内容に変更がある場合は、すぐにUAゼンセン共済事業局までご連絡ください。各種変更手続きを忘れた場合は、給付の対象にならないことがあります。

3. 加入口数

基本部分

住宅の構造・種別により、加入口数の限度内で希望口数に加入することができます。

区分	自家(持ち家)			借家		
	住宅建物の延べ床面積			独立住宅	共同住宅	
住宅の種類	132㎡(40坪)以上	132㎡(40坪)未満 66㎡(20坪)以上	66㎡(20坪)未満	マンション(M構造)、 耐火・準耐火(T構造)および 木造(H構造)で2戸建以下	複身 居住者	単身 居住者
加入口数 限度	3□~50□	3□~40□	3□~30□	3□~20□	3□~ 20□	3□~ 10□

(注) マンション(M構造)の独身寮は、借家/共同住宅/単身居住者(加入口数限度3口~10口)となります。

自然災害特約

基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。

4. 掛金(年額)

(1) 1口あたりの年額掛金は、住宅の構造・形態(注1)別に次のとおりとなります。

シルバー制度	基本部分	自然災害特約
マンション構造住宅(M構造)	100円	450円
耐火・準耐火住宅(T構造)	250円	650円
木造その他の構造住宅(H構造)	400円	1,200円

(2) 住宅あんしん共済の掛金は1年間の掛け捨てです。また、住宅あんしん共済は、所得税法上の地震保険料控除の対象外の共済であるため、掛金は確定申告の保険料控除の対象になりません。

5. 住宅の構造と形態

住宅の構造

(1) マンション構造住宅(M構造)とは、次の住宅をいいます。

- 1) 次のいずれかに該当する共同住宅
 - ① コンクリート造
 - ② コンクリート・ブロック造
 - ③ れんが造
 - ④ 石造
- 2) 耐火建築物の共同住宅

- 3) 耐火構造建築物の共同住宅
- 4) 主要構造部分が耐火構造の建物の共同住宅
- 5) 2)~4)の場合、また外見上1)に該当するか判定が難しい場合は次の書類を確認のうえ決定します。
 - ① 建築確認申請書
 - ② 建築業者による証明書
 - ③ 損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等
 - ④ 建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)

用語説明

- ① 共同住宅とは、独立した複数の住戸が1つの建物内に集まっており、共有部分を有するものをいいます。なお、二世帯住宅は共同住宅とは見做しません。
- ② 長屋とは1棟で共有部分を有しない住戸が2戸以上のもの、または住室の形式が界壁を共有して連続しているもの、重ね建て等になっている形態のものをいいます。共有部分を有する住戸であれば共同住宅とします。
- ③ 共有部分とは居住者(区分所有者や賃貸人)が全員で利用する部分であり、エントランスホール、廊下、階段等を指します。
- ④ コンクリート造とは、すべての柱(つけ柱等を除く)をコンクリートで作った建物をいいます。
- ⑤ コンクリート・ブロック造とは、コンクリート・ブロックを、れんが造とはれんがを、石造とは石材を積み重ねて作った建物をいいます。なお、鉄骨造りおよび木造の外壁にそれぞれの素材を用いたものは含みません。

(2) 耐火・準耐火住宅(T構造)とは、次の住宅をいいます。

耐火構造、準耐火構造および省令準耐火構造の建物とし、次のいずれか書類等での確認ができる建物とします。

- 1) 建築確認申請書
- 2) 建築業者による証明書
- 3) 損害保険会社等の判定済みの構造区分が明記された契約書等
- 4) 建物構造証明書(施工者、ハウスメーカー、販売店からの証明書)

(3) 木造その他の構造住宅(H構造)とは、前記(1)および(2)以外の住宅をいいます。

住宅の形態

(1) 自家とは、次の持ち家である住居をいいます。

- 1) 本人および配偶者所有の住居
- 2) 二親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人との間に形式的な賃借関係がなく、本人が生活する住居
- 3) 三親等以内の親族が所有する住居で、その親族と本人が同一世帯にある場合は、自家とみなします。
- 4) 自己資金や融資等で、建築および購入した住居で、本人名義に登録していない場合でも、明らかに本人が建築購入した場合は、自家とみなします。
- 5) 借家に自己資金で居室を建て増した場合は、自家として取り扱います。

(2) 借家とは、自家を除くすべての住居をいいます。

- 1) 借家独立とは
 - ① マンション構造住宅(M構造)をいいます。ただし、独身寮は、共同単身居住者とします。
 - ② 耐火・準耐火住宅(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟2戸建て以下の住宅をいいます。
- 2) 共同住宅とは
 - ① 耐火・準耐火住宅(T構造)および木造住宅(H構造)で、1棟3戸建て以上の住宅をいいます。
 - ② 耐火・準耐火住宅(T構造)および木造住宅(H構造)で、1戸に二世帯以上が居住する場合をいいます。
- 3) 共同複身居住者とは
耐火・準耐火住宅(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、他の親族と同居している者をいいます。
- 4) 共同単身居住者とは
耐火・準耐火住宅(T構造)および木造住宅(H構造)で、配偶者の有無にかかわらず、単身で居住している者をいいます。

6. 保障期間

保障期間は1年間です。「期限切れ日」の午後5時をもって権利を喪失します。「期限切れ日」までに掛金を納入することで継続することができます。継続後「加入証書」をお送りします(お届けまで1カ月ほどかかります)。

7. 継続の手続き・変更の手続き

(1) 継続の手続き

「期限切れ日」の4カ月前までに、「住宅あんしん共済」から登録住所へ「シルバー共済への継続加入(更新)のご案内」をお送りいたします。

1) 加入内容に変更なく継続する場合

【口座引落の方】

- ・自動継続となり、指定の口座から掛金の引き落としを行います。
- ・「シルバー共済への継続加入(更新)のご案内」にある「変更記入カード」の返送は不要です。

【振込の方】

- ・郵便局専用の「払込取扱票」にて「期限切れ日」までに掛金を振り込んでください。

2) 加入内容を変更して継続する場合

【口座引落の方】

- ・「シルバー共済への継続加入(更新)のご案内」にある「変更記入カード」に変更箇所を明記のうえ「住宅あんしん共済」まで送付してください。
- ・提出期限は「期限切れ日」の2カ月前の20日(8月10日期限切れの場合は6月20日)です。

【振込の方】

- ・「シルバー共済への継続加入(更新)のご案内」にある「払込取扱票」の「変更後」の欄に変更箇所を記入のうえ振り込んでください。
- ・振込期限は「期限切れ日」の2カ月前の20日(8月10日期限切れの場合は6月20日)です。

3) 継続を中止する場合

【口座引落の方】

- ・「シルバー共済への継続加入(更新)のご案内」にある「変更記入カード」の「継続中止」に○をして「住宅あんしん共済」まで送付してください。
- ・提出期限は「期限切れ日」の2カ月前の20日(8月10日期限切れの場合は6月20日)です。

【振込の方】

- ・「住宅あんしん共済」までご連絡ください。

8. 加入期間中の変更の手続き

(1) 異動変更

加入期間中に「加入証書」の記載内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。「住宅あんしん共済」までご連絡ください。

(2) 口数の変更

加入口数の変更は、原則、期限切れ更新のときに行います。ただし、次の場合は中途の更新が可能です。

1) 異動変更により、住宅種別の制限口数が増える場合

制限口数の範囲内まで増口ができます。

2) 異動変更により、住宅種別の制限口数を超過して加入している場合。

制限口数まで減口してください。減口せずに制限口数を超過して加入した場合は、超過口数分の給付は無効となります。

9. 中途解約

- ・加入期間の途中で解約することができます。「住宅あんしん共済」までご連絡ください。
- ・解約に伴い掛金の返戻が発生した場合、振込手数料を加入者負担とし、掛金を返戻させていただくことがあります。
- ・国外に住居を異動した場合、他人に賃貸した場合など、加入対象から外れた場合は、契約期間中であっても解約しなければなりません。

10. 給付の請求

(1) 給付請求における注意点

- 1) 給付対象は、火災や突発的なしかも偶然におこる不可抗力が原因の住宅災害が基本対象です。
- 2) 住宅の欠陥および老朽化や劣化または腐食被害は対象になりません。
- 3) 給付申請の前に「罹災状況報告書」の提出が必要です。提出は、被害を受けて3カ月以内とします。給付の支払義務は、保険法の定めにより、3年の時効により消滅します。ただし、運営委員会で審議の上、給付対象を定めて、この時効を延長することができます。
- 4) 一部損壊の被害による請求は、速やかな復旧工事が原則です。すぐに修理を行わず被害箇所の悪化による請求は対象になりません。
- 5) 敷地内に母屋・離れなど2つ以上の住居がある場合、各住宅の延べ床面積を合計し、被害箇所の面積を割り出します。
- 6) 被害の程度は、次の割合に基づき認定されます。

① 火災・地震火災の場合

被害の程度	住宅建物の延べ床面積 / 焼損壊割合
全 焼	70%以上
半 焼	20%～70%未満
小 焼	10%～20%未満
一部損壊	10%未満

② 自然災害・地震災害の場合

被害の程度	損害割合※
全 壊	50%以上
大規模半壊	40%～50%未満
中規模半壊	30%～40%未満
半 壊	20%～30%未満
準 半 壊	10～20%未満
一部損壊	10%未満

※建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める割合

- 7) 公的機関の証明書(消防署または自治体の罹災証明書)は原本を提出します。
- (2) 全焼壊・大規模半壊・中規模半壊・半焼壊・準半壊・小焼壊・床上浸水の被害を受けた場合の請求
 - 1) 基本的に「罹災証明書」で認定します。場合により、調査委員が現場確認を行います。
 - 2) 被害の程度(焼壊割合または損害割合)が基準で、住宅の不動産評価額や焼失損害金額、再取得価額とは異なります。
 - 3) 公的機関の罹災証明書で全壊～準半壊および床上浸水の証明が同時に記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
 - 4) 罹災証明書、写真、見取り図(手書き可)を添付します。
- (3) 一部損壊(準半壊に至らない)・床下浸水の被害を受けた場合の請求

1) 家財は対象外となります。

- 2) 被害箇所の修理復旧工事に支払った罹災部分修理費用実額※の範囲内で認定します。ただし、住宅に付属する機器の被害は、購入使用年数による減額率*を適用します。この場合、修理復旧工事を行った業者の見積書、請求書、領収書、写真、見取り図(写真より被害箇所の特定が判りやすい場合)、罹災証明書や警察署の証明等を添付します。

※被害の種類により添付書類は多少異なります。

* 使用年数減額率表

購入使用年数	減額率
2年未満	0%
2年以上～4年未満	10%
4年以上～6年未満	20%
6年以上～8年未満	30%
8年以上～10年未満	40%
10年以上	50%

3) プラスチック製屋根材(素材・種類が塩化ビニール、ポリカーボネート、アクリル製ほかの原料による波板)、車庫、塀、物置、倉庫、住宅と同一の店舗部分の被害等については、加入口数による給付可能金額の50%を上限とし、かつ罹災部分修理費用実額*の50%が修繕金となります。簡易な建物(間垣、目隠し、各種機器のカバー、土台工事されていない物置等)は対象になりません。

4) 床下浸水被害で、業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書を添付します。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰等)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書を添付します。その他の添付書類として、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真も必要となります。同意書が必要な場合は、共済事業局へご連絡ください。

5) 被害箇所以上の修理をした場合、被害箇所を算出し認定します。設備や機器の買替えは、使用年数による減額率*を適用し算出します。グレードアップした場合は、元の製品に置替えて認定します。

* P4の「使用年数減額率表」を参照

(4)給付の請求方法

1) 火災等の災害が発生した場合は、速やか(3カ月以内)に「罹災状況報告書」で、共済事業局へ報告をお願いします。

2) 「罹災状況報告書」での報告後、各災害に応じた請求書類を提出してください。請求書類は、IV.給付金の請求書類(P17)を参照ください。

11. 保険法上の留意点

「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は、「民間火災保険等」からの給付が減額される場合があります。

12. 給付の削減

住宅種別の構造について、正当な理由なく正しく登録または変更されていない場合、住宅種別による掛金の比率により給付額を削減します。なお、正しく変更した住宅種別の掛金が従前より下回る場合、当年度分に限り返戻します。

13. 給付金をお支払いできない場合

(1) 次のような場合には、給付金はお支払いできません。

1) 申込手続きに虚偽の記載をし、または異動手続きを怠ったとき

2) 給付の請求書および関係書類に、虚偽の記載があったとき

3) 給付の請求書および関係書類に、不備があったとき

4) 本人もしくは世帯を同じくする者が、給付金取得を目的として、故意に災害を発生させたとき

5) 加入者でない者が給付金を受取る場合に、災害がその者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大過失または法令違反によって生じたとき

6) 火災・住宅災害が発生してから正当な理由なく、3カ月以上届出しなかった場合、給付を行わないことがあります。

(注1) 上記に抵触することが明らかになった場合は、給付金の受領者は、直ちに給付金の返還義務を負うこととなります。

(注2) 給付の支払い義務は、3年の時効により消滅します。

(2) 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災・住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金・修繕金・見舞金の全部または一部を給付しないこともあります。

罹災部分修理費用実額

一部損壊の給付対象となるのは「罹災部分修理費用実額」となります。

「罹災部分修理費用実額」とは？

定義

(1) 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のこと。

(2) 実務的には、罹災証明書・写真・見取図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定する。

注意点

(1) 現状を復帰させるための費用とは、被害物件の建築時に使用した材質と同質のものを使って修理を行うためにかかる費用

(2) 建築時に使用された建材が既に製造されておらず、在庫も存在しない場合は、その材質に近い建材を使って修理を行うこと。

(3) あくまでも被害を受けた箇所のみでの修理であり、被害箇所以外の箇所をまとめて修理を行うことは不可

(4) ベランダ等で建築時のユニットが既に無く修理不能な場合で、新しいユニットに交換した場合は、原則交換費用から経年減価させた費用を修理実額として認定する。

(5) 過去の災害を放置した結果、被害が拡大し、修理を行う場合は、その修理費用は認めない。

「罹災部分修理費用実額」に含まれない費用は対象外となります。

〈対象外となる例〉

● 老朽化部分などのリフォーム工事

● 補強工事(同様の事故を防ぐ目的であっても対象外)

● 修理業者の必要以上の利益確保

● 使用可能な部分の交換費用

● 色違いの解消費用

● 仕様変更(アップグレード)費用 など

屋根破損(修理)の損害算定

● 瓦葺: 破損部分の並べ直し・積み直し(既存瓦は再使用)、差替え・交換(〇〇枚)

● 金属板葺: 破損した部材の交換

● コロニアル(スレート)葺: 破損したコロニアルの差替え

● 損傷範囲が広い場合(一つの面の過半数)は、その面の葺き替えを計上することもあり

● 高所作業のため、足場の費用も含めるが、足場の範囲は、損傷個所の復旧に必要な範囲に限定する

● 野地板は基本的に強風で破損することはないため、写真で野地板の破損が確認できなければ除く

〈対象外となる例〉

● 建物の全周に足場を設置

● 屋根瓦全面の並べ直し、全面的な葺き替え

● 仕様変更(瓦屋根→コロニアル葺きやカバールーフ)

● 野地板の張替え、ルーフィングの張替え

雨漏り修理の損害算定

● 老朽化による雨漏りは対象外です。

● 屋根や外壁に破損が生じ、破損箇所から雨水が入って内装が水濡れ被害を被った場合には、屋根・外壁修理以外に、内装の損害も対象とします。

● 屋根や外壁に損傷がないが、風雨が強かったためにどこかの隙間などから雨水が侵入してきた場合は、水濡れした内装の損害は対象外となります。

● 破損のないサッシ・ドアの隙間、換気扇などからの水濡れ被害は対象外となります。

外壁修理の損害算定

● モルタル塗り: 破損部分に限定してモルタル壁の修理を認める。塗装については美観を考慮し、見切りの付く範囲(最大一面)まで認める場合もある。

● サイディング張り: 破損した部分の交換(1枚単位)について給付対象とする。塗装についてはモルタル塗りと同様

修理作業に伴う足場工事

● 高所の修理作業(屋根や外壁)に必要な部分について認める。作業場所の高さや内容により、短観足場・枠組足場・ステージ足場・屋根足場など種類・金額も複数あるため、損壊個所の位置と範囲および作業内容によって、何がどの程度必要かを検討のうえ算定する。

● 足場の範囲は建物全周ではなく、損傷部の工事に必要な範囲で、建物の一面や半分、三面(L型やコの字型)で計上すること。

II. 支払対象事由と給付の認定基準

基本部分

1. 火災等のとき

火災、航空機の墜落、車両突入、爆発、水漏れ、消防冠水または破壊消防による家屋の被害

- 住宅火災(地震のときの火災を除く)が基本対象です。隣家からの類焼、落雷による火災の被害も含まれます。(罹災証明書の提出が必要です。)
- 車両突入は、第三者による加害行為が対象です。(事故証明の提出が必要です。)
本人や家族、同居者が所有、運転する車両による被害は対象外です。
- 次の場合は修繕金の対象となります。
 - 1) 外因により(道路工事等)突発的に生じた住宅内の水道管、排水管の亀裂および破損による水漏れ。ただし、時間の経過により生じた直接原因の証明が困難な被害、宅地の地盤沈下や土砂崩れによる建物以外の被害は対象外となります。
 - 2) 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備・ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が焼壊失した場合。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率*を適用します。
* P4の「使用年数減額率表」を参照
- 畳、床部分に接着したカーペット類、フローリングの焼き焦がし被害は、1口1万円×加入口数が限度です。(線香、タバコの火による焼損は対象外)
- 半焼壊、小焼壊は、被害の程度により、1口につき最高10万円まで付加給付される場合があります。
- 一部損壊は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

2. 風水雪凍害(台風、豪雨、ひょう、降雪、凍結、竜巻、落雷による被害)

- 公的に証明できる天災による被害が対象です。
- 給付請求には罹災証明書の原本を提出してください。自治体の事情により取得できない場合は、住宅あんしん共済事務局へご相談ください。
- 突発的な外因による直接の被害が対象であり、二次的災害(窓や入口ドアの閉め忘れによる室内の被害)や老朽化による雨漏りは含みません。
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も修繕金の対象となります。また、落雷による異常電流障害による被害も対象です。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率*を適用します。
* P4の「使用年数減額率表」を参照
- 一部損壊の場合、「罹災証明書」の提出を前提に1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
 - 1) 罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき5万円限度
 - 2) 罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき3万円限度
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。
- 修理を行わないうちに、別の風水雪凍害による災害を受けた場合、一括して一回の災害とします。
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象です。最高1,000円×加入口数となります。(業務用、趣味の無線アンテナおよび関連する設備は対象外)

3. 浸水

(1) 床上浸水被害(※地下および半地下の被害は対象外)

- 公的に証明できる天災による被害が対象です。
- 給付請求には、罹災証明書の原本の提出が必要です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床上浸水し、その後、水が引いたことによる

被害が対象です。

- 罹災証明書に、床上浸水と同時に風水雪凍害の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が記載されていた場合には、給付額の高い被害程度の給付を行うこととします。
- (2) 床下浸水被害(※地下および半地下の被害は対象外。)
- 公的に証明できる天災による被害が対象です。
- 給付請求には、罹災証明書の原本の提出が必要です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(川の氾濫・増水などにより水が建物に一気に押し寄せ、その力で建物に損壊の被害が出た場合は風水雪凍害の対象となります。)
- 水が時間をかけ、徐々に水位が上がり地盤面を超え床下浸水し、その後、水が引いたことによる被害が対象です。
- 業者に依頼し修復工事を行った場合は、床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行った旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出が必要です。業者に依頼せず自身で修復した場合は、修復に必要な機材や薬(消石灰など)の購入が記載された購入店の領収書及び明細書の提出が必要です。その他、同意書(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)、床下浸水したことがわかる写真などの提出も必要となります。同意書が必要な場合は、共済事務局へご連絡ください。
- 給付額10口まで1口あたり1万円限度。11口以上は1口あたり1,000円が付加給付されます。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)での給付となります。

4. 地震災害

(1) 地震による損壊被害

- 公的に証明できる天災による被害が対象です。
- 給付請求には「罹災証明書」の原本の提出が必須です。
- 突発的な外因による直接の被害が対象です。(老朽化による損壊やヒビ割れは含みません。)
- 住宅の一部とみなす設備、機器(エアコンの室外機、給水設備、給湯設備、ソーラーシステムおよびソーラー発電設備)が損壊した場合も修繕金の対象となります。ただし、買替えた場合は、購入使用年数および購入時の価格を基に減額率*を適用します。
* P4の「使用年数減額率表」を参照
- テレビアンテナ(パラボラを含む)の被害も対象外です。最高1口1,000円×加入口数となります。(業務用、趣味の無線アンテナ、および関連する設備は対象外)
- 噴火、津波による住宅災害も、修繕金の対象です。
- 給付額10口までを限度とし、11口以上は各修繕金の1割(全壊5,000円、大規模半壊4,000円、中規模半壊3,000円、半壊2,500円、準半壊1,500円、一部損壊1,000円)が付加給付されます。
- 一部損壊の場合、1口あたりの給付金を以下とする場合があります。
罹災部分修理費用実額150万円以上の場合、1口につき1.5万円限度で10口まで給付。11口以降は1口あたり1割の1,500円を給付
なお、自治体等の発行する「罹災証明書」の添付を必須とします。
ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

(2) 地震のときの火災による被害

- 地震が原因で、同時またはその後発生した火災について給付します。(要、罹災証明書)
- 個人加入で500万円を限度とします。ただし500万円の限度額には団体加入を含みません。
- 一部損壊は罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

5. その他の住宅災害修繕金

- 第三者の加害行為による外部から受けた投石などによる災害(加入者、家族及び同居者が原因の場合は対象外)
- 空き巣による住宅への被害
- 風呂の空焚きによる釜、浴槽部分の被害

- 落雷による家電機器の被害。原則は、修理費用が対象です。買替えは、1点につき10,000円限度(携帯品やゲーム機と各関連機器は対象外となります。)
- 白アリによる住宅災害。罹災時点で継続加入期間24か月を経過している加入者が対象です。住宅建物の補修工事費用に限ります。駆除や予防の経費は含みません。次回請求は、被害箇所の異なる場合も24か月の経過を待たなければなりません。
- 共同住宅で上階の住人による水漏れが原因の被害(加入者が加害者の場合は対象外)。
- 給付額10口まで1口あたり1万円限度。11口以上は1口あたり1,000円が付加給付されます。

自然災害特約

「基本部分」の被害に上乘せする保障として、次の災害に対し、「基本部分」にプラスして給付します。

6.風水雪凍害による損壊被害

- 基本部分2.にプラスして給付します。
- 一部損壊の場合、「罹災証明書」の提出を前提に、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
 - 1)罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - 2)罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 ただし、明らかなグレードアップは対象外です。

7.浸水

- (1)床上浸水被害(※地下および半地下の被害は対象外)
 - 基本部分3.(1)にプラスして給付します。
- (2)床下浸水被害(※地下および半地下の被害は対象外)
 - 基本部分3.(2)と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

8.地震災害

- (1)地震による損壊被害
 - 基本部分4.(1)にプラスして給付します。
 - 一部損壊の場合、1口あたりの給付額を以下とする場合があります。
 - 1)罹災部分修理費用実額200万円以上の場合、1口につき10万円限度
 - 2)罹災部分修理費用実額100万円以上200万円未満の場合、1口につき5万円限度
 ただし、明らかなグレードアップは対象外です。
- (2)地震のときの火災による被害
 - 基本部分4.(2)にプラスして給付します。
 - 一部損壊は基本部分4.(2)と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。

9.その他留意事項

ひとつの災害につき一度の申請となります。なお、風水雪凍害(浸水含む)及び地震災害において同種の別の災害にあった場合はこれらを一括して一回の災害とみなしますのでご注意ください。

※罹災部分修理費用実額とは…

災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

火災・風水雪凍害・地震災害の給付申請には 「罹災証明書」が必要です。

- 罹災原因の特定**が必要です。**自治体**(市役所・町村役場・区役所など)または**消防署**が交付する**「罹災証明書」を必ず取得**し、給付請求書に添付してください。

自治体の事情などで交付が難しい場合には、住宅あんしん共済まで連絡をお願いします。

- 給付の対象は、火災や、突発的な偶然に起こる不可抗力が原因の住宅災害**です。

住宅の欠陥、老朽化、劣化および腐食被害(原因が特定できない雨漏り等を含む)**は給付の対象となりません。**

- 罹災部分修理費用実額が100万円以上**となる場合は、通常の修繕金(1口あたり上限1万円)を超えて給付されることがあります。詳細はこの「加入者のしおり」の「II.支払対象事由と給付の認定基準」を参照してください。

なお、その適用には**「罹災証明書」の添付が必須要件**となります(罹災証明書が交付されない場合は対象外となります)。

10. 給付内容早見表

- 5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
- 最低口数は3口です。上限は住宅の形態や広さで異なります(P1参照)

基本部分			加入口数 による給付額										給付額の計算と確認事項		
給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・車両突入・爆発 等	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	一部損壊	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	大規模半壊	12万円	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600			
	中規模半壊	9万円	45	90	135	180	225	270	315	360	405	450			
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375			
	準半壊	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P7)。	
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで) 1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、修繕金の1割(1,000円)が加算されます。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで) 5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	共済金	11口以降は、1口あたり1割の給付額です。
		大規模半壊	(10口まで) 4万円	20	40	42	44	46	48	50	52	54	56		
		中規模半壊	(10口まで) 3万円	15	30	31.5	33	34.5	36	37.5	39	40.5	42		
		半壊	(10口まで) 2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		準半壊	(10口まで) 1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
		一部損壊	(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、1口あたり1割(1,000円)の給付額です。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)。ただし1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P8)。
	2 火災	全焼	(500万円限度) 20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。
		一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50		
⑤ その他の住宅災害修繕金		(10口まで) 1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、給付金の1割(1,000円)が加算されます。	

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分 1.2.4.」および「自然災害特約6.8.」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分 1.」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

- 5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
- 基本部分の加入口数が上限です。

自然災害特約			基本部分の加入口数を上限に、1口から希望口数に加入することができます。										給付額の計算と確認事項		
給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑥ 風水雪凍害	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。	
	大規模半壊	56万円	280	560	840	1,120	1,400	1,680	1,960	2,240	2,520	2,800			
	中規模半壊	42万円	210	420	630	840	1,050	1,260	1,470	1,680	1,890	2,100			
	半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750			
	準半壊	14万円	70	140	210	280	350	420	490	560	630	700			
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P9を参照)。	
⑦ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。	
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。	
⑧ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	24万円	120	240	360	480	600	720	840	960	1,080	1,200		
		中規模半壊	18万円	90	180	270	360	450	540	630	720	810	900		
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		準半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P9を参照)。	
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
小焼		10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
一部損壊	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内(家財は対象外。また、明らかなグレードアップは対象外)で給付します。		

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分 1.2.4.」および「自然災害特約 6.8.」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分 1.」の全焼で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

※ 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

III.給付金請求にあたって

給付金請求までの流れ

火災や自然災害等により、加入する住居に被害を受けた場合は、次の流れに沿って、給付申請を行ってください。

ひとつの災害につき一度の申請となります。なお、風水雪凍害(浸水含む)及び地震災害において同種の別の災害にあった場合はこれらを一括して一回の災害とみなしますのでご注意ください。

STEP1 罹災状況の確認

- 罹災状況や損害の程度を確認してください。
- 原因(台風○号等)、被災日時を確認の上、被害箇所が特定できる写真を撮影してください。

【撮影する写真】

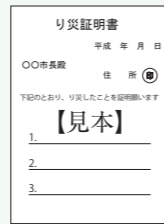
- 住居表示・表札・建物全景の写真
- すべての損害箇所の写真(損害箇所のアップだけでは不可)

※被害箇所が多く分かりづらい場合は、被害箇所を記載した見取図を用意してください。



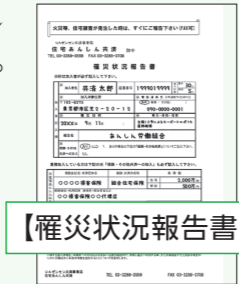
STEP2 罹災証明申請

- 管轄の区市町村役場または消防署に申請の上、「罹災証明書」の発行を受けてください。
- 「罹災証明書」は原本が必要です。
- 自治体により発行期限など異なりますのでご注意ください。

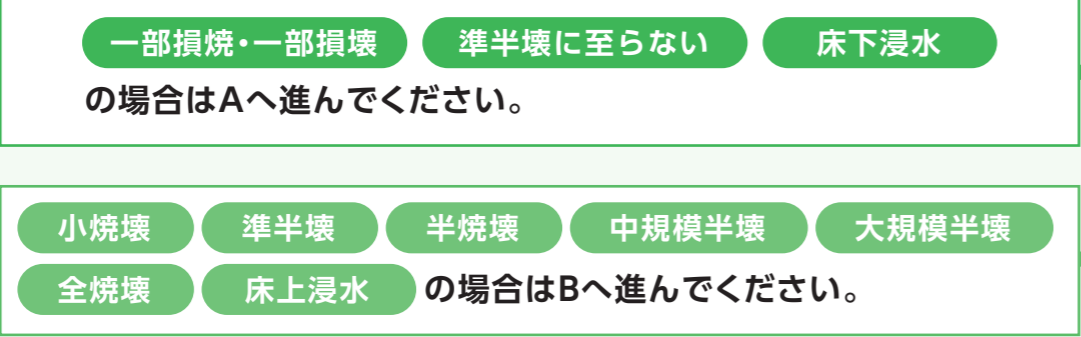


STEP3 罹災報告

- 「罹災状況報告書(P19)」にて住宅あんしん共済宛に被害状況を報告してください。FAXできない場合は電話で受付します。



罹災証明書が



A STEP3で罹災証明書が 一部損焼・一部損壊 準半壊に至らない 床下浸水 の場合

STEP4 修理開始

- 修理の前に業者に「修理見積書」の作成を依頼してください。その後に修理を開始してください。
(注)屋根の上等、自力で写真撮影が困難な場合は、業者の見積り作成の際に撮影を依頼してください。

STEP5 修理完了

- 修理が完了したら、次のものを準備してください。
- ① 修理見積書 ② 領収書または銀行振込控 ③ 請求明細書 ④ 修理後の写真
- (注)「修理後の写真」は、修理した全ての箇所に必要です。

STEP6 給付請求の準備

- 「シルバー共済」給付金請求書(P20)をご準備ください。
- 必要事項をみれなく記入してください。また、裏面に必要添付書類が記載されているので、請求に必要な書類がそろっているかもあわせて確認してください。

STEP7 給付金請求手続

- 「シルバー共済」給付金請求書(P20)を住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注)上記書類の送付前に、記入漏れ、必要書類の添付漏れがないかを確認してください。

STEP8 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、加入者の指定口座に送金されます。

B STEP3で罹災証明書が 小焼壊 準半壊 半焼壊 中規模半壊 大規模半壊 全焼壊 床上浸水 の場合

STEP4 給付請求の準備

- 「シルバー共済」給付金請求書(P20)をご準備ください。

STEP5 給付金請求手続

- 「シルバー共済」給付金請求書(P20)を住宅あんしん共済宛に送付してください。
(注)上記書類に加えて、「罹災証明書」原本、「罹災状況の写真」を添付してください。

STEP6 給付金支払

- 給付金は、申請から2週間程度を目安に、加入者の指定口座に送金されます。

IV.給付金の請求書類

1.罹災報告書および給付金支払請求書類一覧表

給付金の請求に当たっては、必要な書類一式をUAゼンセン共済事業局にご提出ください。
請求に必要な書類は、下記一覧表に記載の通りです。
各請求書はコピーをとってご使用ください。

	シルバー共済給付請求書	公的機関の証明書 (注1)	請求書・領収書(コピー可)・ 修復工事の見積書 (注2)	同意書 (注3)	被害を証明する写真 (注4)	敷地全体の見取り図 被害建物の間取り (注5)	修理後の写真 (注6)
火災・航空機の墜落・車両突入・ 爆発・落雷による火災・水漏れ (全焼壊・大規模半壊・中規模半 壊・半焼壊・小焼壊)	●	●			●	●	全ての修繕金の場合(共済金申請時は不要)
火災・航空機の墜落・車両突入・ 爆発・落雷による火災・水漏れ (一部損壊の被害)	●	●	●		●		
風水雪凍害	●	●	●		●		
床上浸水	●	●	●		●		
床下浸水	●	●	●	●	●		
地震による損壊被害	●	●	●		●		
地震のときの火災	●	●	●		●	●	
その他の住宅災害修繕金	●	●	●		●		

- (注1) 公的機関の証明書について明かに全焼・半焼・小壊または、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の被害は、罹災証明(原本)と写真で給付いたします。被害箇所の確認のため、見取り図を提出していただく場合があります。
- (注2) 修復工事の見積書、請求書、領収書(コピー可)について一部損壊の被害は、修理終了後の請求になります。落雷による家電製品の被害は、修理費用が対象です。買替えた場合、領収書を添付してください。(買替え/1点につき10,000円限度)
- (注3) 同意書について発行元に確認することを加入者が同意する書類となります。
- (注4) 被害を証明する写真について被害箇所が特定できる写真数枚を写してください。修理前後の写真が必要です。一部損壊の被害の場合、修復工事・修理が原則ですが、建て直しやグレードアップした場合も写真を写してください。
- (注5) 被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)について写真だけでは判別不可能な場合や、見取り図により被害箇所が特定できる場合に必要となります。
- (注6) 共済金申請の場合は、修理後の写真は不要です。

2.給付申請時の必要書類

関係書類等を添えて、お送りください。

- (1) 公的機関(自治体・消防署)の証明書(罹災証明書)**…市役所等に問い合わせをお願いします。
「罹災証明」が発行されない場合は住宅あんしん共済事務局までご相談ください。
※全焼・半焼・小焼または全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊の被害は公的証書(罹災証明)の原本が必要です(「罹災証明」の原本と罹災状況の写真で給付します)。
※一部損壊(準半壊に至らず)の場合で罹災部分修理費用実額が100万円を超える場合は、罹災証明書を添付してください。
※火災の場合で小焼以上の被害を受けられた場合は、状況によりUAゼンセンから依頼された調査員が現地調査に伺います。
- (2) 被害を証明する写真数枚**
※被害箇所・被害状況が特定できる写真、表札・住居表示、建物の全体がわかる写真等、数枚
※一部損壊(準半壊に至らず)の被害は、修理終了後の写真も必要です。
- (3) 被害の程度が「一部損壊(準半壊に至らず)」の場合**
※罹災部分修理が対象です。
※罹災部分修理費用実額の範囲内(家財は対象外)で給付します。
※修理終了後に見積書、請求書(明細書)、領収書を添付してご請求ください。(コピー可)
※エアコン室外機、給湯器等を修理不能で買換えた場合、購入当時の金額がわかる書類及び破損品の写真・型番等が必要です(使用年数および購入時の価格、代替品の価格等を基に減額率を適応します)。
- (4) 写真だけでは被害の判別が困難な場合**…被害建物の間取り、敷地全体の見取り図(手書き可)
※見取り図による被害箇所の特定をお願いします。
- 被害および事故があった際には、速やかに修復工事・修理を行い請求してください。
※早期修復が困難な場合は、先に罹災状況報告書(P19)により報告をお願いします。
- 大規模災害等ですぐに工事ができない等、正当な理由のない場合は3カ月以内に請求をお願いします。

3.罹災部分修理費用実額(認定額)の考え方(定義)

- 罹災部分修理費用実額は、災害が直接的原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。
- 実務的には、罹災証明書・写真・見取り図・修理見積書・請求明細書・領収書を確認し、修理費用実額を認定します。

4.床下浸水の認定方法について

床下浸水の被害にあった場合の認定方法については次の手続きで罹災を認定します。

- 業者に依頼し修復工事を行う場合
 - 床下浸水による被害の修復に係る工事業者の床下浸水復旧工事を行う(行った)旨が記載されている見積書、請求書、領収書の提出
 - 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
 - 床下浸水したことがわかる写真などの提出
- 業者に依頼せず自身で修復する場合
 - 修復に必要な機材や薬(消石灰など)を購入した場合、購入店などの領収書及び明細書にそれぞれ記載された書類の提出
 - 同意書の提出(提出書類について発行元に確認することを加入者が同意するもの)
 - 床下浸水したことがわかる写真などの提出

なお、(1)(2)の申請における罹災の認定にあたって、提出書類はそれぞれ1)~3)を全て必要とします。同意書が必要な場合は、共済事業局へご連絡ください。

火災等、住宅被害が発生した時は、すぐにご報告下さい (FAX可)

住宅あんしん共済 御中

FAX 03-3288-3708 〒102-8274
東京都千代田区九段南4-8-19
CIRCLES+ (サークルズプラス) 市ヶ谷駅前2階

罹災状況報告書 (シルバー共済用)

※印は加入者が必ず記入して下さい。

※ 加入者名	証書番号	加入者数	基本	口
	生年月日	T・S・H 年 月 日	特約	口
※ 加入対象住所	※ 電話連絡先 日中連絡つくものに○ 携帯・職場・その他()			
※ 罹災日時	※ 罹災・原因・程度			
旧所属 組合名				
※ 保険・その他 共済への加入	あり ⇨ 1. ありの場合は下記の「保険・その他共済」についてご記入下さい。 なし			

重複加入している方は下記の※「保険・その他共済への加入」も必ず記入して下さい。

※住宅あんしん以外の 保険会社・共済団体	保険会社名・共済団体名	保険・共済の名称	保 障 額	
			住宅	円
			家財	円
保険会社・共済団体 連絡先・担当者名など				
※住宅あんしん以外の 保険会社・共済団体	保険会社名・共済団体名	保険・共済の名称	保 障 額	
			住宅	円
			家財	円
保険会社・共済団体 連絡先・担当者名など				

《個人情報利用・取扱いの同意》

個人情報の利用・取扱いの同意...私(請求者)は、UAゼンセン住宅あんしん共済が本請求に関する個人情報を、本請求への対応および支払に必要な範囲内で取得し適正に利用することについて同意致します。

(2025年7月)

UAゼンセン「シルバー共済」給付請求書

請求に必要な書類等は17ページを参照してください。

受付日

太ワクの中を記入してください

請求内容		証書番号(10桁)				確認印	
旧所属組合 (証書に記載の組合名)		フリガナ				○	
		加入者氏名					
加入者数	基本	口	特約	口	生年月日	T・S・H	年 月 日
罹災した日時	20 年 月 日		午前・午後		時 分 ころ		
加入対象住所							
原因							
罹災状況	被害箇所が家屋のどの部分か。どの程度の被害か。何が何枚破損したのか。買替の場合は、使用年数と購入時の金額など...被害に応じて詳細を記入してください。 裏面の必要添付書類を確認し、必ず同封してください。						
						罹災部分修理費用実額	
						費用明細	金額(円)
						合計金額	
給付金の払込み口座(本人名義)...銀行・信用金庫・労働金庫・農協 (銀行名・金融機関番号) (支店名・支店番号) (口座番号) (カナ氏名)							
ゆうちょ銀行の時は↓下記に記載してください。							
通帳記号(5桁)		O		通帳番号(8桁)			

給付認定額 (事務局記入)

(2025年7月)

請求する共済の種類			
A. 火災 B. 車両・航空機突入 C. 爆発 D. 落雷 E. 風水雪凍害 F. 床上浸水 G. 床下浸水 H. 地震 I. その他の住宅災害			
罹災状況	1.全焼壊 2.大規模半壊 3.中規模半壊 4.半焼壊 5.小焼・準半壊 6.一部損壊		
最高給付額計算式	請求金額と算定(認定額)		
個人加入 □× 万円 = , .000円	科 目	修復支払金額	減 額 率 等
付加給付 □× 万円 = , .000円			給付対象金額
特約加入 □× 万円 = , .000円			
合 計 , .000円			
認定に必要な添付書類の有無 (該当項目に○印)			
1. 公的機関の証明書(発行されない場合要相談)			
2. 修復工事の見積書、請求書、領収書			
3. 被害を証明する写真	修復支払金額合計		
4. 被害建物の間取り、敷地全体の見取図	認 定 額	給 付 金 額	
認定所見・特記事項		住宅あんしん共済認定日	調 査 委 員 長
		20 年 月 日	主 査

キリトリ